# 昭和四十五年国富調査のための個人企業資産調査規則　抄 （昭和四十六年総理府令第二十八号）

#### 第一条（目的）

統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計である昭和四十五年国富調査のための個人企業資産調査（指定統計第八十五号。以下「個人企業資産調査」という。）の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

#### 第二条（調査の目的）

個人企業資産調査は、個人企業（農林水産業を営むものを除く。以下同じ。）の所有し、又は使用する資産の状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

#### 第三条（用語の意義）

この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

###### 一

資産

###### 二

有形固定資産

###### 三

たな卸資産

#### 第四条（調査の時点）

個人企業資産調査は、昭和四十五年十二月三十一日現在によつて行なう。

#### 第五条（調査の客体）

個人企業資産調査は、内閣総理大臣が別に定める地域に本店を有する個人の企業のなかから都道府県知事が内閣総理大臣の定める方法により選定したもの（以下「調査個人企業」という。）について行なう。

#### 第六条（調査事項）

個人企業資産調査は、次の各号に掲げる事項を調査する。

###### 一

企業体に関する事項

###### 二

有形固定資産（賃借資産を除く。）に関する事項

###### 三

賃借資産に関する事項

###### 四

たな卸資産に関する事項

##### ２

前項の調査事項の細目については、内閣総理大臣が定める調査票による。

#### 第十四条（調査票の使用）

調査票は、統計法第十五条第一項の規定により、統計上の目的以外には使用してはならない。

#### 第十五条（関係書類の保存）

個人企業資産調査の関係書類は、次の区分によつて保存しなければならない。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

昭和四十年国富特別調査のための個人企業資産調査規則（昭和四十一年総理府令第三十号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

# 附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。